

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便事業株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号○号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる平成○年○月○日までとなる。同日が日曜日であり、行政機関の休日に当たることから、本件再審査請求の請求期間は翌○日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を持参して当審査会に提出したのは、平成○年○月○日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するの

が相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、平成○年○月○日付け「審査請求を遅れの理由書」において、要旨、「腰の病気の治療中である平成○年○月○日に労災打切りを突然通告された。その後、病状が悪化し、労災に関連する書類を読むことができず、整理できなくなった。再審査請求の準備途中、平成○年○月○日に亡くなった父の納骨のため、Aへ帰った。その間、症状が酷くなり、日本へ戻る日を延期し、平成○年○月○日、日本に帰って期限を過ぎた。」と述べている。

しかしながら、これら請求人の述べる理由は個人的な事情にすぎず、少なくとも、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて疎明があったものとは認めることができない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて「正当な理由」があることの疎明がないと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものであり、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。